

公表版

令和2年度（2020年度） 入学試験監査委員会報告書

東京医科大学医学部医学科入学試験監査委員会

令和2年10月13日

学校法人東京医科大学 御中

東京医科大学医学部医学科入学試験監査委員会

委員長 福 島 統

委員 川 上 順 子

委員 鳥 山 半 六

目 次

第1	令和2年度（2020年度）本報告書について	1
1	当委員会設置の経緯等	1
2	当委員会の任務と構成	1
(1)	当委員会の任務	1
(2)	当委員会の構成	1
3	本報告書の前提条件	2
4	本報告書の提出時期について	2
第2	監査事項の特定	3
第3	監査の実施方法等	4
1	基本方針	4
(1)	現物主義	4
(2)	監査の視点	4
(3)	チェックリスト	4
(4)	前年度からの変更点（入試委員会への立会いについて）	5
2	監査の実施方法	5
(1)	採点結果の集計現場への立会い	5
(2)	現場への臨検・実情把握	5
(3)	ヒアリング及び実査（現物確認）	5
第4	検証した事実	6
1	「採点結果の集計」に関して	6
2	「各種会議における審議・承認過程」に関して	7
(1)	恣意の介入に関して	7
(2)	一般入学試験・センター試験利用入学試験の第2次試験にかか る入試委員会について	7
3	「入試改善策の実施」に関して	10
第5	監査結果	15
(1)	採点結果の集計	15
(2)	入試委員会における審議・承認過程	15
(3)	教育委員会における審議・承認過程	16
(4)	医学科教授会における審議・承認過程	16
(5)	学長による合否判定	16
(6)	合格発表	16
(7)	繰上合格	16

第6	提言等	17
1	前年度監査報告書の提言について（検証）	17
	(1) 入試委員会の独立性確保とその検証・確認の継続	17
	(2) 審議過程の透明性確保 ～教育委員会の議事録の整備	17
	(3) 相談窓口（相談員）の設置等	17
	(4) 本報告書の公表 ～さらなる改善努力の継続	17
2	今後への提言	18

第1 令和2年度（2020年度）本報告書について

1 当委員会設置の経緯等

当委員会は、東京医科大学の入試改善委員会（平成30年7月10日設置）が提案した「入試改善策」（改善項目の詳細は第4.3〔10頁以下〕で後述）の一環として平成31年1月28日に設置され、初年度の平成31年度（2019年度）入試に関しては、平成31年5月31日に「入学試験監査委員会報告書」を東京医科大学理事会に提出し、東京医科大学により報告書は公表された。

本報告書は令和2年度（2020年度）入試に関するものである¹。

2 当委員会の任務と構成

（1）当委員会の任務

- ①当該年度の医学科入学試験に関して、医学部医学科入学試験選考委員会（以下、「入試委員会」という。）、教育委員会、医学科教授会の審議、承認過程の適正性を検証し、その結果を理事会に報告する。
- ②前項に定めるほか、医学科入学試験合格者選考が公正、公平に実施されていることを検証する。
- ③医学科入学試験における公正性を確保するために必要な事項を理事長及び学長に提言する。

（2）当委員会の構成

委員長 医師 福島 統（東京慈恵会医科大学 教育センター長、教授）

委員 医師 川上 順子（東京女子医科大学 名誉教授）

委員 弁護士 鳥山 半六（弁護士法人色川法律事務所）

なお、当委員会はその補助者として、弁護士 加古洋輔（弁護士法人色川

¹ 当委員会規程では、委員の任期は2年となっており、本年度が2年目となる。

法律事務所) を本監査に従事させた。

3 本報告書の前提条件

本報告書の前提条件は以下のとおりである。

- ①本報告書は、令和2年度医学科入学試験についてあらゆる不正の有無を監査対象とするものでない。具体的には「第2 監査事項」に記載された範囲で監査を実施した。
- ②本報告書は、委嘱を受けた後の限られた期間において、入学試験業務に立ち会い、現時点で存在している任意に提供された資料及び情報に基づき行われた調査・検証の結果である。当委員会は、可能な限り真実を追求すべく努力したが、合理的に推測される範囲内での記載にとどまった箇所もあるなど、その結果には自ずと限界がある。
- ③本報告書に記載された当委員会の意見は、当委員会としてのものであり、各委員が所属する組織・団体の意見を代表するものではない。
- ④本報告書は、東京医科大学が本件への対応を検討するための基礎資料として作成されたものであり、それ以外の目的や、東京医科大学以外の者が用いることは想定されていない。
- ⑤本報告書は、東京医科大学及びその関係者の民事及び刑事上の法的責任を判断するものではない。

4 本報告書の提出時期について

入学試験監査委員会規程では、5月末までに監査結果を東京医科大学理事会に報告することとされているが、本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により委員会の開催が困難な状況にあったこと等の事情から上記期限までに報告することができなかった。このため、上記期限の延長につき学長及び監事並びに理事長の承認を得て、令和2年9月10日に提出した。

第2 監査事項の特定

前年度、当委員会により特定した監査事項を前提に、今年度開催の当委員会の審議により、監査事項を次のとおり特定した。

- ① 採点結果の集計： 採点結果の入試システムへの入力で採点結果と異なる恣意的な入力が行われていないかどうか。
- ② 入試委員会における審議・承認過程： 入試システムに入力された採点結果と入試委員会での合否判定資料に齟齬がないか、合否判定基準に基づき合格者を選定しているか、合格者選定において、性別や高校卒業年が考慮要素とならないように対策が取られているか、合格者選定名簿において、その者の成績よりも上位の者の合計人数が募集定員を下回る場合にもかかわらず不合格とした場合、合理的理由があるか。
- ③ 教育委員会における審議・承認過程： 入試委員会における合否判定の過程、結果が教育委員会に正確に報告されているか、入試委員会における合否判定の結果と異なる判定をする場合には、合理的理由があるか。
- ④ 医学科教授会における審議・承認過程： 教育委員会における合否判定の過程、結果が正確に医学科教授会に報告されているか、教育委員会における合否判定の結果と異なる判定をする場合には、合理的理由があるか。
- ⑤ 学長による合否判定： 学長による合否判定が、医学科教授会における合否判定の結果を踏まえたものとなっているか、医学科教授会における合否判定の結果と異なる判定をする場合には、合理的理由があるか。
- ⑥ 合格発表： 合格発表内容が、入試委員会、教育委員会及び医学科教授会の審議結果を受けた学長による合否判定結果と齟齬がないか。
- ⑦ 繰上合格： 繰上合格について、事前に定めた基準に基づいて行っているか、繰上合格を合格者選定名簿の成績順に行わない場合、合理的理由があるか。
- ⑧ その他： その他、上記に関連し当委員会として監査を要すると思料する事項

第3 監査の実施方法等

1 基本方針

(1) 現物主義

残された各種資料やデータを検証するにあたっては、職業的懐疑心をもって現物の痕跡を事後的に確認するよう努めた（現物主義）。

(2) 監査の視点

監査にあたっては、採点結果の集計過程や各種会議における審議・承認の過程で恣意や作為が介在していなかったかどうかの主眼を置いて検証を行った。

その際、次のような視点に留意した。

ア 採点結果の集計過程

- ①物理的・技術的な防御がなされているか
- ②介入を心理的に困難にする措置が講じられているか
- ③万一、介入を指示された場合に断固拒めるような仕組みが構築されているか

イ 入試委員会等における審議・承認過程

- ①上記集計結果が入試委員会等の審議・承認の過程で変更されていないか（変更されている場合はその理由の明示）
- ②議事録その他の記録が整備されているか
- ③記録には審議過程が明示されているか、事実と反する記載はないか、作成者・責任者の署名が明示され、責任の所在が明確になっているか

(3) チェックリスト

検証にあたっては、場当たりの対応に流れることのないよう、監事・内部監査室とも連携し、「入学試験監査実施マニュアル」をチェックリストとして参考にした。

(4) 前年度からの変更点（入試委員会への立会いについて）

前年度の監査においては、入試委員会の場に直接立ち会い、その審議・承認の過程を現場で現認する方法を採用したが、今年度の監査では、前年度の経験を踏まえ、入試委員会等の審議・承認過程は合格者選定名簿の順位に変更がない限り、議事録を確認することで事後検証が可能であるため、今年度の監査に先立ち、当委員会の審議の結果、監事、内部監査室及び顧問弁護士が適宜分担して入試委員会をはじめとする各種会議に立ち会い、かつ、合格者選定名簿の厳封等を行い、委員立会いのもと同名簿の開封（検証）及び議事録の確認を行うという方法によることとした。

2 監査の実施方法

監査の実施方法は次のとおりである。

(1) 採点結果の集計現場への立会い

推薦入学試験に関しては、書類審査評価票入力、基礎学力検査採点処理、面接評価確認、小論文評価確認、面接・小論文評価票入力、推薦入学試験合格者選定名簿の作成等の採点結果の集計現場に立ち会った。

また、一般入学試験に関しては、マークシートの処理（理科、英語、数学）、英語記述問題採点結果入力、合格者選定名簿の作成（以上は一次試験）、面接評価確認、面接結果入力、小論文結果整理・点数確認、小論文結果入力、合格者選定名簿の作成（以上は二次試験）等の採点結果の集計現場に立ち会った。

(2) 現場への臨検・実情把握

入試システムPCが設置された執務室ルームのセキュリティ状況、監視カメラの稼働状況、同PCのセキュリティ状況を確認した。

(3) ヒアリング及び実査（現物確認）

全4回にわたり当委員会の会議を開催し、顧問弁護士立会いのもとで学務課職員から資料の提出を受け、不明点を聴取し、かつ、資料を確認検証

した。

なお、全委員が出席のうえで開催した上記委員会の会議以外に、メールを通じた質疑や審議を行った。

第4 検証した事実

監査事項は大きく、「採点結果の集計」と「各種会議における審議・承認過程」の2つに大別できるので、以下ではこの順に検証した事実を述べる。

また、「入試改善策が適切に運用されているかどうか」（第三者委員会の第二次調査報告書46頁以下）は、監査事項と直接結びつくものではないが、入試改善策が適切に運用されているとすれば、採点結果の集計やその集計結果に基づく合否判定の審議・承認の適正性を制度的・間接的に担保するものと考えられる。よって、これについても、監査事項⑧「その他、上記に関連し監査委員会として監査を要すると思料する事項」として併せ検証したので、下記3で触れることとする。

なお、以下ではとくに断りのない限り、検証を行った主体は委員全員である。

1 「採点結果の集計」に関して

川上委員、鳥山委員及び加古補助者が「採点結果の集計」の各現場に立会い（その詳細は本報告書では割愛する。）、恣意や作為の介入のないことを確認した。

今年度は、前年度立ち会うことができなかった推薦入学試験の集計現場にも立ち会った。

また、入試用システムの導入やアクセス制限（静脈認証による学務課PC室への入室制限・PCのセキュリティ等）により物理的・技術的な防御がなされていること、また、監視カメラの設置や集計過程が衆人環視の下に行われることにより介入を心理的に困難にする措置が講じられていること、今年度新たに、マークシートの記入ミス・記入漏れ等があった場合の対応を事前に入試委員会で決定し、マニュアル化していること（その内容は試験開始前に受験生に警告することとされている。）により場当たりの対応や恣意の介入を排除する方策がとられていること、さらに、後述するとおり、万一、介入を指示された場合には内部通報制度が実施されていることから、採点集計過程への恣意や作為介入の可能性もほぼ排除されていたものと認められる。

2 「各種会議における審議・承認過程」に関して

(1) 恣意の介入に関して

東京医科大学における合格者選考の審議・決定は、①まず、入試委員会が、入学試験の集計作業の結果を踏まえて合格者選定名簿を作成したうえで合格ラインの線引きを行い、当該ラインより上位の受験者を合格者として選考し、さらに、②教育委員会で入試委員会の選考結果を医学科教授会に上程することの可否を審議・承認し、③これらを踏まえて上程された選考結果を医学科教授会が審議・承認したうえで、④学長が最終的な選考（可否判定）を行うという一連の過程を経ることとされている。

この一連の選考過程の基礎データとなるのが入試委員会で作成される合格者選定名簿であり、その作成・保存・管理・審議のいずれの過程において一切の恣意が介入していないことが重要である。

この点、本年度は入試委員会等への立会い自体は行っていないものの、各委員会に提出された合格者選定名簿と各委員会の審議に供された合格者選定名簿が同一であること（いかなる作為も介入していないこと）を次の方法により検証した。

すなわち、上記のとおり当委員会の委員立会いのもとに実施された集計作業²の後に入試委員会に提出された合格者選定名簿は、その一式が当委員会委員立会いのもとに顧問弁護士により封印のうえ金庫に保存され、後日、当委員会及び顧問弁護士立会いのうえで上記各名簿の原本を開封し、各委員会で使用された合格者選定名簿の内容を比較対照することとされ、当委員会の会議の場において、これらの開封及び比較対照により検証した結果、各名簿の原本間に相違は認められず、内容が一致することが確認された。

したがって、集計によって機械的に作成された合格者選定名簿が、その後の入試委員会等の各種会議の審議・承認の過程で順位が変更されるなどの操作が加えられた事実はないことが確認され、恣意的な加工がなされていたとは認められない。

(2) 一般入学試験・センター試験利用入学試験の第2次試験にかかる入試委員会について

² 成績表も、それぞれの処理（例えばマークシート処理）が終わった段階で、都度、封印・保存を行い、恣意的な加工を排除する（あれば判明する）処置がとられた。

ア　ところで、上記に関連し、一般入学試験・センター試験利用入学試験の第2次試験について、入試委員会にて合格者選定名簿に基づき合格者を選考した後に、再度入試委員会を開催し、当該名簿において、合格者選考に直接利用しない「併願」欄に掲載されている他の試験区分（併願）の順位を補正したことが、今年度の入学試験が終了した後に初めて開催された（令和2年7月開催）入試監査委員会の会議に至って東京医科大学総務部総務課（以下、「総務課」という。）から報告された。それによれば、

- ・ 実際には、一般入学試験・センター試験利用入学試験の第2次試験について、再度入試委員会が開催され、その場で合格者選定名簿の「併願」欄に掲載されている他の試験区分（併願）の順位が補正された
- ・ 当該入試委員会には顧問弁護士が立ち会っていなかった
- ・ 当該入試委員会の議事録が、事前送付の説明資料には含まれておらず、今年度の入学試験が終了した後に初めて開催された（令和2年7月開催）当委員会の会議の場にて提出されるなど、同会議に至るまで報告されなかった

との事実が判明した。

これは上記（1）の判断に疑問を生じさせる事象であるため、当委員会は、2回の会議において、関係者のヒアリング調査を含めて慎重に確認・検証した。

その結果を整理すれば、次のとおりである。

（ア）当該入試委員会開催の経緯と実情

- ① 医学部看護学科の入学試験において、入試用システムの不具合により、合格者選定名簿の「併願」欄に記載された「順位」³に誤りがあることが判明した。すなわち、本来、欠席者を除外して順位を決定すべきであり、実際にも合格者選定名簿の当該試験区分の欄ではそのように順位を記載しているところ、「併願」欄では欠席者が除外されないまま欠席者を含めた順位が記載されており、別途作成される他の試験区分の合格者選定名簿に記載された本来の順位と異なる順位となっていた。
- ② 一般入学試験・センター試験利用入学試験の第2次試験については、

³ 例えば、一般入学試験の合格者選定名簿において、センター試験利用入学試験も併願した受験生にかかる「センター利用入試」の成績・順位を「併願」欄に記載している。なお、センター利用入試の合否判定には、別に作成されるセンター利用入試の合格者選定名簿が使用される。

既に入試委員会にて合格者選定名簿に基づき合格者を選考していたが、その後に、念のため医学科の合格者選定名簿についても見直しを行ったところ、同様の不具合があることがわかった。このため、「併願」欄に記載された順位を補正した合格者選定名簿を作成し直した。

- ③ そのうえで、補正後の合格者選定名簿に基づいて合格者を選定するべく、急遽、入試委員会を再度開催することになった。
- ④ ただ、同会議の開催案内には顧問弁護士が漏れており、外部監事は出席したが、顧問弁護士は出席しなかった。
- ⑤ 当該入試委員会では、以上の経緯を入試委員に説明し、補正後の合格者選定名簿の「併願」欄の順位以外の部分が従前の名簿（当初、入試委員会において合格者を選考した際の合格者選定名簿）と同一であることを確認した。
- ⑥ なお、合格者選定名簿の「併願」欄の記載は、その試験区分における合格者の選考には直接利用しないものであるが、正規合格者の人数を決める際に両方の試験区分において合格している受験生の概数を把握するのに有用であること、繰上合格の際の連絡において参照できること等から、このような「併願」欄を設けているとのことであった。

(イ) 顧問弁護士が出席していなかった理由等

上記のとおり急遽開催されたため開催案内が漏れていたことによるものであり、また、この入試委員会の審議に供された補正後の合格者選定名簿については、従来、封印作業を担当していた顧問弁護士が立ち会っていなかったため、封印も実施されなかった。

(ウ) 当委員会への報告が事前送付の説明資料ではなく、令和2年7月開催の当委員会の会議になった経緯

当委員会への報告資料の作成は、総務課や顧問弁護士が取りまとめていたところ、上記の経緯で顧問弁護士が当該入試委員会を把握していなかったため、記載されず、また、入試委員会を含めた入試関連業務を所管する東京医科大学教育部医学科学務課（以下、「学務課」という。）側も、新型コロナウイルス感染症対策に追われる中、総務課が取りまとめた報告資料の内容を精査できず、その結果、当委員会開催前の報告資料から漏れたが、今年度の入学試験が終了した後に初めて開催された令和2年7月開催の当委員会の会議の開催準備の過程で総務課が認識したため、同会議の場において、直ちに報告された。

イ 以上の経緯を踏まえて、これが上記（１）の結論に影響を及ぼすかどうかについて検討する。

入試委員会での審議に供された合格者選定名簿の「併願」欄（順位の記載）がその後の入試委員会において補正されており、その事実そのものが当委員会の会議の場に至るまで報告されていなかったことは改善すべき点である。

しかし、上記の経緯に鑑みれば、意図的な恣意の介入を疑わせるものとは認められないこと、また、当委員会においてあらためて補正前の合格者選定名簿と補正後のそれとを比較検証したところによれば、「併願」欄（順位の記載）以外の部分は従前の名簿と同一であることが確認できたこと、当委員会におけるヒアリング調査の結果、「併願」欄の記載は、合格者の選考には直接利用しないものであること⁴が確認できたことからすれば、これが上記（１）の結論に影響を及ぼすものとは認められない。

ただし、この点は、東京医科大学がさらなる改善に進むうえで検証すべき点と思料されるため、後記第６の提言において付言する。

3 「入試改善策の実施」に関して

第三者委員会の第二次報告書４７頁の項目に対応して、項目毎に検証した事実を※（ゴシック体）で示す。

①入試業務の執務環境の改善

- ・ 入試システムPCが設置された執務室に監視カメラを設置する

※ 監視カメラの設置・稼働状況を確認した。

また、前述したとおり、川上委員、鳥山委員及び加古補助者は入学試験期間中に実際の稼働状況を確認した。

- ・ 入試システムPCのアクセスログを記録する

⁴ もっとも、合格者選定名簿の「併願」欄を合格者の選考に直接利用しないのであれば、なぜ記載しておく必要があるのかという疑問があるが、正規合格者の人数を決める際に両方の試験区分において合格している受験生の概数を把握するのに有用であること、繰上合格の連絡の際に参照できるとのことであり、実務上の要請としては首肯できる。

- ※ 大学側から報告書等の提出を受け、異常がないことを確認した。
- ・ 学務課職員が入試システムPCへ点数を入力する際に入試委員が立ち会い監視する
- ※ 川上委員、鳥山委員及び加古補助者が入試委員による立会い・監視状況を確認するとともに、自らも立ち会い、監視した。
- ・ 入試システムPCが設置された執務室に静脈認証装置を設置し、入学試験に関連する学務課職員以外は入室できないようにする
- ※ 入学試験期間中を通じて静脈認証装置が設置・稼動していること、他の職員が入室しなかったことを川上委員、鳥山委員及び加古補助者が確認した。

②入試委員会の構成及び選任要件の変更

- ・ 執行部（学長、副学長、副学長補）は入試委員に就任できない
- ※ 入試委員会議事録等により、令和2年度入試委員に学長、副学長、副学長補が含まれていないことを確認した。
- ・ 任期中に東京医科大学を受験する可能性のある親族がある場合も同様
- ※ 令和2年度入試委員会委員の親族が受験していないことを令和2年度入試委員6名全員の誓約書により確認した。
- ・ 入試委員は入試委員会規程を遵守する旨の誓約書を提出する
- ※ 令和2年度入試委員6名全員の誓約書を確認した。
- ・ 委員会の議事録を作成する（議決の経過の要領またはその結果を記載し、議長及び出席委員2名がこれに署名及び捺印する）
- ※ 入試委員会のすべての議事録を確認し、議事録が作成され、議決

の経過の要領と結果が記載され、委員長と委員2名及び監事又は顧問弁護士の署名押印があることを確認した。

③入学試験監査委員会の新設とこれによる監査

※ 当委員会の活動そのものであり、本報告書にあるとおりであるので本項目の記載は割愛する。

④アドミッションセンターの有効稼働

※ 平成31年4月にアドミッションセンターが設置され、センター長が就任し、その統括のもとに有効に稼働していることを確認した。

⑤平成30年度入試以前に行われていた「適性試験」の不実施

※ 令和2年度入学試験では「適性試験」が行われなかったことを「推薦入学試験時間割」及び「一般入学試験・センター試験利用入学試験第2次試験時間割」により確認した。

⑥小論文試験及び面接試験の採点方法

※ 上記1（「採点結果の集計」に関して）で述べたとおり確認した。

⑦不当な要求の排除の徹底

- ・ 入学試験に関する監事監査を実施する

※ 令和2年度入学試験に関しては、川上委員・鳥山委員・加古補助者が立ち会った採点結果の集計作業のすべてに常任監事も立ち会い、また、同常任監事は、それ以外の各種会議の審議・承認過程にも陪席し、監事監査を実施していたことを確認した。

- ・ 理事長から独立した新たな内部通報ルートを設定する

※ 以前より学内だけでなく外部機関として弁護士事務所に通報窓口が設置されていたが、さらに、役員に関する通報については理事長

から独立した監事あての内部通報ルートが設置されたことを規程、
通達及び制度案内の専用パンフレット等により確認した。

- ・ 内部通報窓口を積極的に活用するよう大学関係者に周知する

※ 大学HPや専用パンフレットのほか、「学報」と呼ばれる学内誌
で教職員あてに周知されていることを学報現物により確認した。

⑧入試委員会への立会い

- ・ 外部監事及び顧問弁護士事務所の弁護士

※ 議事録等により、「併願」欄の順位にかかる入試委員会以外の委
員会には外部監事である常任監事、顧問弁護士が入試委員会、入試採
点・入力及び入試判定会議資料作成に立ち会ったことを確認した。
「併願」欄の順位にかかる入試委員会では、外部監事の立会いはあつ
たが、顧問弁護士は立ち会っていない。

⑨教育委員会・教授会の審議の充実

※ 受験生の科目別の点数が記載された合格者選定名簿が配布され、
これに基づいて審議されたこと、それらには受験者の性別、卒業年
次などの個別調整や属性調整に関わる情報が含まれていなかったこ
とを議事録により確認した。

⑩入試用システムの確認

※ 入試用システム中の数式等に不正がないこと、素点入力後に属性
調整がなされていないことは、大学側からの報告書等により確認し
た。

※ 合格者選定名簿の「併願」欄の順位に関する不具合は、上記第4.
2(2)ア(ア)のとおりである。

⑪成績開示

受験生から請求があった場合は、

- ・ 第1次試験及び第2次試験について、合格最低得点及び当該受験生の得点を開示する（推薦入学試験についても同程度の開示を行う）

※ 開示請求の手続・書式及び大学のホームページ「2020年度入学試験成績開示請求について」をUCAROの管理画面により確認した。なお、UCAROとは出願登録、入試日程の確認、受験票・受験番号照合、合否照会、成績照会、受験生へのメッセージなどが可能な受験ポータルサイトのことである。

- ・ 合格最低得点に達しているにもかかわらず、小論文や面接の結果により不合格となった受験生には、説明のコメントを付す

※ 開示請求の手続・書式をUCAROの管理画面により確認した。

⑫小括

以上のとおり、「併願」欄の順位にかかる入試委員会に関する事項については上記第4.2(2)イのとおりであるが、入試改善策は適正に実施されており、これらは、間接的ではあるが、採点結果の集計やその集計結果に基づく合否判定の審議・承認過程の適正性を制度的に担保する機能を営んでいたものと認められる。

第5 監査結果

以上、当委員会の検証結果を踏まえた監査結果は次のとおりである。

(1) 採点結果の集計

- ・ 実際の採点結果を取りまとめた上で入試システムPCに入力する作業において、採点結果と異なる数値が恣意的に入力された事実があったとは認められない。
- ・ 同作業において、性別や高校卒業年等の属性を加味した調整が行われた事実があったとは認められない。
- ・ 同作業において、その他適正性に疑義のある行為が行われた事実があったとは認められない。

(2) 入試委員会における審議・承認過程

- ・ 入試システムPCに入力されたデータが、入試委員会における合否判定資料（合格者選定名簿）となっていたと認める。
データの改ざんが行われた事実があったとは認められない。
- ・ 合格者選定において、合否の判定基準に基づき、合格者を選定したと認める。
- ・ 合格者選定において、性別や高校卒業年が考慮要素とならないように対策（例えば、配布資料に、性別、氏名、年齢を記載しない等）がとられていたと認める。
- ・ 合格者選定名簿において、その者の成績よりも上位の者の合計人数が募集定員を下回る場合にもかかわらず不合格とした事実があったとは認められない。
- ・ 合格者選定名簿において、その者の成績よりも上位の者に不合格者がいるにもかかわらず合格とした事実があったとは認められない。
- ・ 「併願」欄の順位にかかる入試委員会について令和2年7月開催の当委員会の会議において報告があった。当委員会においてあらためて当該入試委員会の前後の合格者選定名簿を比較検証した。「併願」欄の順位の記載以外の部分は当該入試委員会の前後での合格者選定名簿と同一であることを確認した。

(3) 教育委員会における審議・承認過程

- ・ 入試委員会における合否判定の過程、結果が議事録記載のとおり報告されたと認める。
- ・ 入試委員会における合否判定の結果と異なる判定をした事実があったとは認められない。

(4) 医学科教授会における審議・承認過程

- ・ 教育委員会における合否判定の過程、結果が議事録記載のとおり報告されたと認める。
- ・ 教育委員会における合否判定の結果と異なる判定をした事実があったとは認められない。

(5) 学長による合否判定

- ・ 学長による合否判定が、医学科教授会における合否判定の結果を踏まえたものであったと認める。
- ・ 医学科教授会における合否判定の結果と異なる判定をした事実があったとは認められない。

(6) 合格発表

- ・ 合格発表内容が、入試委員会、教育委員会及び医学科教授会の審議結果を受けた学長による合否判定結果と齟齬がないと認める。

(7) 繰上合格

- ・ 繰上合格について、事前に定めた基準に基づいて行われたと認める。
- ・ 繰上合格を、合格者選定名簿の成績順に行わなかった事実があったとは認められない。

第6 提言等

1 前年度監査報告書の提言について（検証）

（1）入試委員会の独立性確保とその検証・確認の継続

入試に関する入試委員会の独立性は保たれていると考える。今後も、さらなる継続をお願いしたい。

（2）審議過程の透明性確保 ～教育委員会の議事録の整備

前年度の監査委員会報告書で教育委員会の議事録に署名捺印がなされていなかったことを指摘したが、今年度の監査では、教育委員会の議事録において署名捺印が行われるように改善されたことを確認した。

（3）相談窓口（相談員）の設置等

前年度の監査報告書では、内部通報制度の充実を提言した。

この点に関しては、大学と医学科同窓会との間で、入学試験における不正・不当な依頼・要求を断固拒否すべきこと、また、あつてはならない逸脱的依頼を受けること・行うことを禁止したこと、さらに、入試業務に関与する教職員から、不当な要請を拒絶する旨も含む誓約書を取得していること、また、気軽に相談できる相談窓口（相談員）としては、内部監査室がこれを担う相談窓口とし、教職員への周知を強化していることが認められ、なお道半ばではあるが、東京医科大学が入学試験における不正・不当を排除するための努力を続けていることを確認した。

（4）本報告書の公表 ～さらなる改善努力の継続

前年度の監査報告書では、平成31年度（2019年度）入学試験の実情を対外的に公表すること、それによって大学としての説明責任を全うするとともに、引き続きさらなる改善努力を重ねることこそが、東京医科大

学に課された社会の信頼回復の途であると思料する旨の提言を行った。

この提言を受け、東京医科大学は令和元年7月8日に当委員会の監査委員会報告書を公表した。さらに、東京医科大学は本報告書も公開する意向を示しているところであり、今後も大学としての説明責任を全うするとともに、引き続きさらなる改善努力を重ねることを期待したい。

2 今後への提言

不適切な入学試験が指摘された後、2年度にわたる入学試験で外部委員による監査を受け、入学試験の適正性を確実に確保しようとした東京医科大学の姿勢は評価されるべきものとする。今後も入学試験が適正に実施されていることを検証し続けるべきであり、その時、当委員会が行った監査作業が役立つことを期待している。

なお、上記第4.2(2)において指摘した「併願」欄の順位にかかる入試委員会に関する事項は改善すべき点である。東京医科大学は不適切な入学試験という社会問題を引き起こし、それを改善し、社会に向けて適正な入学試験を実施していることを示さなければならない。そのために、第三者委員会による調査をはじめ様々な努力を続けている。

もとより、東京医科大学が過去の経験を活かし、適切な入学試験を行っていることを示すという社会への責任は、学長、理事長だけが負うものではなく、東京医科大学を支えるすべての教職員が負うべきものである。上記第4.2(2)において指摘した事項からすれば、東京医科大学では、職員の部署間の連携及び教員と職員との連携になお解決すべき課題を抱えていると思料される。大学を支えているのは一人ひとりの教職員と学生である。教職員一人ひとりが、医科大学が持つ社会的責任を考え、その責任を果たすためにどのように職務を行うべきなのかを考える組織文化を育てていくことにより、東京医科大学がさらなる改善に進むことを切に希望する。

以上